平成２２年（フ）第７２５号
岡山市中区海吉2015番地65
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４１号
岡山県倉敷市曽原1146番地10
債務者　服部　祥二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５４号
岡山市北区横井上886番地133
債務者　北村　茂美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第５１６号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字半月39番地の４
破産者　大岩　正幸
1　主文　当裁判所が平成22年３月９日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神戸市北区中里町１丁目８番地の213」とあるのを「愛知県知多郡南知多町大字豊浜字半月39番地の４」と更正する。
2　決定年月日　平成22年11月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２４２１７号
東京都世田谷区南烏山１丁目12―10
破産者　松本　公明
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２７０８号
名古屋市北区北久手町242番地
破産者　株式会社ピーシーエンジニアリング
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８号
愛知県愛知郡長久手町菖蒲池1111番地
破産者　株式会社アシオ化工
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９９号
京都市南区吉祥院高畑町49番地４
破産者　高橋　征人
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１８号
兵庫県三田市相生町27番11号はっかビル202号室
破産者　中島建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３７２号
札幌市北区北23条西６丁目18番地
破産者　土門工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１８０号
札幌市白石区川下1069番地10
破産者　株式会社大仁
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４号
山形県東根市大字若木字七窪5555番地の８
破産者　有限会社昭報社印刷所
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６６号
神奈川県相模原市南区相模台５丁目４番13号
破産者　遠藤　増正
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８８号
横浜市港北区仲手原２丁目１番14号
破産者　株式会社ハートワークハウジング
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２０１号
岐阜市鹿島町１丁目１番地
破産者　日本カセットグリス株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０４号
盛岡市本宮字谷地93番地
破産者　白間　　淳
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５０号
埼玉県坂戸市清水町18番２号
破産者　澤渡　安夫
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７１８号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目18番14―702号
破産者　早船　順子（旧姓神田）
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部